

仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】の修正について

1. 計画修正の経緯

平成 26 年 12 月に宮城県「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」が策定され、本市は原子力災害時に避難元自治体（石巻市、東松島市）から避難者を受け入れることとなった。その後の避難元自治体との協議結果に基づく内容を仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】（第 2 章第 4 節）に反映するための修正を行う。

その他、原子力災害対策指針や宮城県地域防災計画の変更内容を反映するための修正、組織名称の修正や文言の整理を行う。

2. 主な修正事項

(1) 原子力災害時の他市からの避難者受入れに関する事項

宮城県から示された「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」、避難元自治体との協議内容等を踏まえ、以下の修正を行う。

項目	内容	分類
避難元自治体名と避難者数	石巻市と東松島市から 64,805 人を受け入れる	追加
避難元自治体との協定締結	受入れの基本的事項について協定で定める	追加
受入れ施設名称	指定避難所は使用せず、体育館等の大規模市有施設や市民センター等を避難所として使用する	追加
受入れの前提条件	<ul style="list-style-type: none"> 市の施設が使用可能であり、市内の避難者が発生していない又はわずかである 市内でライフラインが大規模に停止するなどの被害がない 原発事故による市への影響が少ない 	追加
避難所受付ステーションに関する事項	避難者の避難所への割振りのために設置する	追加
避難所の開設期間	原則 20 日（協議により延長）	追加
避難所の運営主体	避難元自治体が行う	変更
物資調達の主体	避難元自治体が行う	変更

【修正該当箇所】

章	節	項目	該当箇所	頁（平成 26 年度）	一覧表
2	4	1・1-2・(1)	他市からの避難の受入れ	55	1/2
		2・2-2・(1)	他市からの避難の受入れ	58	1/2
共通附属資料		新規追加	原子力災害広域避難者受入れ施設一覧表	—	—

(2) 原子力災害対策指針の改正等に関する事項

原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、以下の修正を行う。

項目	内容	分類
市民等への情報提供事項	SPEEDIによる予測結果は活用しない	削除
医療体制の変更	原子力災害医療体制の整備によるもの	変更

【修正該当箇所】

章	節	項目	該当箇所	頁(平成26年度)	一覧表
2	2	1・(3)	情報項目の整理	46	1/2
	5	—	—	60	2/2
		1・(3)	医療機関等における検査・原子力災害医療体制の整備	61	2/2
		2・(3)	医療機関等における検査・原子力災害医療の実施	64	2/2

3. スケジュール

時期	内容
平成29年4月中旬	地域防災計画パブリックコメント実施
平成29年6月上旬	防災会議、地域防災計画修正